

平成27年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月19日(採決)

平成27年 第1回 定例会 会議録

日時 平成27年3月19日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長(今泉 正敏) おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) ご報告いたします。

議案第2号 篠栗町地下水の採取に関する条例の制定について。

本議案は、町民の生活にとって欠くことのできない貴重な資源である地下水について、その採取に関する必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、良好な環境の保全に寄与するため本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、1日当たり10立方メートル以上の地下水を採取しようとする方は、事前に周辺の井戸の状況を調査し、また、設置しようとする井戸の概要を届け出ていただくことにより、貴重な生活水である地下水の保全を図るとともに、周辺の井戸に影響を与えた場合の当事者間の円満な解決に資するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第3号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、その他必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、平成27年4月1日に施行される、子ども子育て支援法及び児童福祉法の改正に伴い、篠栗町の保育の実施に係る利用者負担等を定めた、篠栗町保育の実施に関する条例及び同条例施行規則を廃止し、新たに、篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例及び同条例施行規則を制定するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第4号 篠栗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、保育の実施基準を市町村が条例で定める旨の規定が削除されたため、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第5号 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行及びそれに関連する法律の改正に伴い、町立幼稚園の授業料及び授業料減免規定を改正する必要が生じたため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

整備の主な内容は、幼稚園授業料を現行の一律のものから、所帯の所得割課税額等による区分ごとに決められた授業料にし、また、園児から小学3年生の子をもつ家庭においては、子どもの数によって授業料を減額するものです。

また、町立幼稚園児に対する授業料の減免規定が新しい授業料の規定によりなくなるため、私立幼稚園に通う篠栗町在住の児童のみの規定へ改正するものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) はい、御報告いたします。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い関係条例の整理が必要なため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

整理の主な内容は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るため、教育委員会と教育長を一本化し、教育委員長職の廃止及び教育長は、首長が任命するというものです。

また、総合教育会議を設置し、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にするものです。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第7号 篠栗町いじめ防止等対策推進条例の制定について。

本議案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施工に伴い、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、児童または生徒に係るいじめの防止、早期発見、対処等のための対策を推進するため、いじめ防止基本方針及び各種協議会委員会の設置等について規定するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第8号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、入札に関する事務を財政課において一元化するもの。統計調査に

関する事務をまちづくり課において一元化するもの。福祉環境課の課名を福祉課に改め、高齢者及び障害者支援に係る業務を健康課から移管するもの。並びに、都市整備課において都市計画に係る業務をまちづくり課から、公園に係る業務を産業観光課から、環境衛生に係る業務を福祉環境課から移管するものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第9号 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、行政指導をする際に、許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等の明示を義務づける規定。違法な行政指導等の中止などを求めることができる規定。及び、法令に批判する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる規定を追加するものであります。

また、同条例の改正に伴い、篠栗町税条例の改正を附則において行っております。

改正の内容は、第4条第2項に規定する篠栗町行政手続条例の引用条項を改めるものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第10号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、篠栗町協働のまちづくり推進協議会を町の附属機関として定めるため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

この協議会の組織は町民の声を反映させた、町政運営を推進するために、まちづくりに理解と関心のある住民の代表者や一般公募による委員で構成されています。このような外部員によって構成されている組織については、地方自治法上、正式に町の補足機関として条例で定めなければならないということになっています。現状では、条例に根拠を置いておらず、私的諮問機関という位置づけになっており、この形が不適切ということで、適正に法整備を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第11号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成26年8月7日の人事院勧告に伴い、国及び近隣市町に準じた給与制度の総合的な見直しを行うため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

本条例により改正される条例は、篠栗町一般職の職員の給与に関する条例。篠栗町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例。及び、篠栗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の3条例であります。

改正の内容は、給料表について、民間給与との格差を埋めるため、平均約2%引き下げるもの。地域手当について、糟屋地区内で足並みを揃え、現在の3%から段階的に6%まで引上げるもの。管理職員特別勤務手当について、平日深夜午前0時から午前5時の災害時等の勤務に6,000円を超えない範囲内で支給する規定を追加するものであります。

また、給料表引下げに伴う経過措置として、改正後の給料月額が改正前に受けていた給料月額に達しない職員には、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給すること及び制度改正の原資を確保するため、本年4月1日の昇給に限り昇給幅を1号俸抑制することを附則に定めております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第12号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた固定資産課税台帳の閲覧、証明書交付手数料について、物価や人件費の上昇等を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とするため、本条例の一部改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、閲覧、証明証交付の手数を現在の200円から300円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第13号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた証明書発行手数料について、物価や人件費の上昇を勘案し、近隣自治体との均衡のとれた料金とすることに加え、農地法の改正による農地台帳及び農地に関する地図を窓口において公表する際の新たな手数料を定めるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、耕作証明書、非農地証明書、現況証明書等の証明手数料をそれぞれ現在の200円から300円に引き上げるとともに、新たに農地台帳閲覧と農地台帳記録事項要約書交付の手数を300円に定めるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第14号 篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた篠栗町中央公民館、クリエイト篠栗の使用料について、特定の使用者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、景気に見合う適切な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、過度の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し、照明料を2割増しして10円未満を切捨てた額とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する公民館の使用料について適用し、平成27年9月30日までの公民館の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 経過措置。周知期間は、一年くらいが望ましいと思うんですけど。そういう意見というのは出なかったんですかね。

○議長(今泉 正敏) はい、後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) そういった意見はございませんでした。

○議長(今泉 正敏) よろしいですか。

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第15号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた体育施設の使用料について、特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、経費に見合う適正な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、経過の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料及びグラウンド照明料を概ね3割増しとし、10円未満を切捨てた額とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する体育施設の使用料について適用し、平成27年9月30日までの体育

施設の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第16号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、長期にわたり据え置かれていた総合運動公園の使用料について、特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものであり、受益者負担の原則に基づき、経費に見合う適正な負担を求める必要が生じたため、本条例の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、受益者負担の原則に基づいた負担割合にするには、2倍以上の料金設定が必要となり、過度の負担となることから、料金改定委員会及び公民館運営審議会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し、照明料を照明施設、多目的グラウンド全面、反面、野球場、テニスコートごとの電気料金をもとに、概ね1.7割増しから2.9割増しの額とするものです。

また、町外者料金を新たに設定し、町内者利用料金の2倍とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行され、経過措置で、平成27年10月1日以降に使用する総合運動公園の使用料について適応し、平成27年9月30日までの総合運動公園の使用料については、従前の例によるものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号 篠栗町総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長(後藤 百合子) 御報告いたします。

議案第17号 篠栗町総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、開館当初から長期にわたり据え置かれていた篠栗町総合保健福祉センター、オアシス篠栗の利用料金について、篠栗町料金改定委員会において協議された結果、物価や消費税の上昇を勘案し、使用料金の額を変更する必要があるため、本条例(平成12年条例第4号)の一部を改正する条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、料金改定委員会の答申により、施設の利用料を概ね3割増し額にし、入浴料につきましては、一律30円増額するものです。

なお、この条例は平成27年10月1日から施行するものです。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

終わります。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第18号 篠栗町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、消防組織法(昭和22年法律第226号)が改正されたことに伴い関係規定を整備するため、本条例の一部を改正について、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、法律改正に伴う引用条項の変更であり、内容等の変更はありません。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第19号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

本議案は、平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法(第290条)の規定により議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、別表第1、その他の項、及び別表第2、第2区の項中、有明広域葬斎施設組合を有明生活環境施設組合に改めるものです。

なお、この規約は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第20号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,943万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,488万3,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、

町税のうち、固定資産税 2,100万円の増額。

分担金及び負担金のうち、児童福祉費 負担金 894万2,000円の増額。

国庫支出金のうち、児童福祉費 負担金 1,469万6,000円の減額。

臨時福祉給付事業費 補助金 8,100万円の減額。

地域住民生活等緊急支援交付金 9,387万4,000円の増額。

県支出金のうち、国民健康保険基盤安定負担金 1,343万5,000円。

社会福祉費 補助金 1,680万5,000円の減額。

児童福祉費 補助金 1,834万8,000円の減額。

学校教育補助金 2,206万6,000円の増額。

財産収入のうち、土地売却収入 3,000万円の減額。

町債のうち、学校教育施設整備事業債 1,600万円の減額。

地域活性化事業債 3,080万円の増額。

地方交付税のうち、普通交付税5,705万円、特別交付税 2,000万円を増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、

総務費において、退職手当組合負担金 1,116万4,000円の増額。

基金管理費 1,900万円の増額。

地方創生費 9,683万2,000円の増額。

民生費において、障害者自立支援事業費 1,319万9,000円の増額。

介護保険対策費 1,951万円の減額。

臨時福祉給付金費 8,100万円の減額。

児童運営費 2,000万円の減額。

児童福祉振興費 2,133万7,000円の減額。

衛生費において、塵芥処理費 1,064万7,000円の減額。

消防費において、常備消防費 1,148万8,000円の減額。

教育費において、建設事業費 4,611万1,000円の増額。

拠出金において、国民健康保険特別会計の赤字補填の繰出し 1億5,000万円を含む繰出金 1億6,318万9,000円を増額するものです。

以上の補正に加え、歳出は事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額、歳入もそれに伴う財源更正が主な補正であります。

繰越明許費は、地方創生推進事業費 9,683万2,000円。中学校教室木質化整備事業 4,611万1,000円などを追加するものです。

債務負担行為は、人材派遣業務委託の限度額 3億8,700万円を4億9,750万2,000円に変更するもの及び議会運営費は、リース期間が平成25年度から平成30年度までで限度額 3,328万8,000円の長期継続契約の締結に伴い、債務負担行為の廃止を行うものです。

地方債は、災害復旧事業債 440万円。地域活性化事業債 3,390万円の追加と防災対策事業債及び学校教育施設等整備債の限度額の変更を行うものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算

(第6号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第21号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について。

本議案は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,318万2,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算において、国民健康保険税及び国庫支出金等の歳入確定に伴うもののほか、一般会計繰入金を1億6,247万1,000円追加補正するものです。

歳出予算では、療養給付費 2,187万円の増額及び共同事業拠出金 1,176万4,000円の減額が主なものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第22号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について。

本議案は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ1,695万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,468万3,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算については、歳入の確定に伴い、後期高齢者医療保険料1,767万円を減額。

歳出予算については、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、1,695万2,000円を減額するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第23号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第4

号)について。

本議案は、既定の予算(第3条)に定めた収益的収入及び支出の総額に、収益的収入 1,600万円を減額し、収益的収入の予算の総額を8億206万円。収益的支出 620万円を追加し、収益的支出の予算の総額を8億125万4,000円とするものです。

また、既定の予算(第4条)に定めた資本的収入及び支出の総額に資本的収入 525万円を減額し、資本的収入の予算の総額を3億501万8,000円。資本的支出 568万9,000円を減額し、資本的支出の予算の総額を4億1万2,000円とするものです。

なお、資本的支出額に対し不足する額 9,499万4,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

補正予算の内容は、主に収益的収入において、下水道使用料 1,600万円の減額。

収益的支出において、流域下水道維持管理費 管理負担金 1,000万円の減額。消費税確定申告による見込み額 500万円の追加。資本的収入分に対する特定収入仮払い消費税 500万円の消費化。受益者負担金に係る大口の貸倒れに対応するため、特別損失 620万円の費用化による補正であります。

また、資本的収入において、領域下水道建設負担金の減に伴う企業債 520万円の減額。

資本的支出において、568万9,000円の減額による補正であります。

なお、当年度利益剰余金うち、500万円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第29号 平成26年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について。

本議案は、平成26年度篠栗町一般会計補正予算の歳入歳出について、財源更正地方債の変更を行うものです。

歳入につきましては、町債において、災害復旧債の林道用施設復旧事業債80万円の増額。地方交付税のうち復旧交付税80万円を減額するものです。

歳出につきましては、災害復旧費のうち、林道施設災害復旧費を一般財源から地方債へ財源更正するものです。

地方債補正では、災害復旧事業債440万円を520万円に変更するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案を予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第24号 平成27年度篠栗町一般会計予算について。

本議案は、平成27年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,685万7,000円とするものです。

前年度当初予算に対する1億1,735万6,000円の増額となっております。

26年度は、臨時福祉給付事業費及び子育て世帯・臨時特例給付事業費の支出が伴っており、実質の増額は約4億円となります。

主な要因は、税社会保障の番号制度の導入に伴う電算システムの整備費用、篠栗駅東側自由通路の詳細設計費用、道路や河川等のインフラ整備を計上したことによるものです。

本年度の主な事業として、議会費において、議会中継システム等に係る議会運営の予算を計上しています。

総務費においては、昨年度に引き続き、派遣に切りかえた臨時職員及び一部嘱託職員の雇用を包括委託として計上し、新規に篠栗駅東側自由通路整備の準備に伴う詳細設計の予算及び税社会保障の個人番号制度導入に伴うシステム整備に係る予算化に伴う予算を計上しています。

民生費においては、規模は縮小しておりますが、昨年度に引き続き、臨時福祉給付金及び子育て世帯・臨時特例給付金の予算、子ども子育て支援新制度の導入に伴い、認可保育園及び認定こども園の拡充した、きめ細かなサービスを支援する予算を計上しています。

衛生費においては、地球温暖化対策実行計画の策定及び予防接種事業、健診事業の充実を図るための予算を計上しています。

農林水産業費においては、昨年度に引き続き、森林経営計画に伴う間伐事業に係る予算及び荒廃森林の整備に係る予算を計上しています。

商工費においては、観光施設等の維持管理に係る予算を計上しています。

土木費においては、一の瀧線道路改良工事、乙犬尾仲水路水害対策事業費を予算計上しています。

教育費においては、学校教育分野において、27年度で完了します勢門小学校外壁と改修工事等の事業及び各小中学校の特別支援員の増員に伴う予算を計上しています。

また、社会教育分野においては、クリエイト篠栗及び体育施設の維持管理に係る予算。県指定文化財で、九大演習林の中にあります経過木の保存に係る予算が計上されています。

歳出では、

議会費 1億1,675万8,000円。

総務管理費、町税費などの総務費 14億3,267万7,000円。

社会福祉費、児童福祉費などの民生費 29億4,803万4,000円。

衛生費 12億323万3,000円。

農林水産業費 1億9,677万2,000円。

商工費 1億446万円。

道路橋梁費、河川費などの土木費 4億3,838万7,000円。

消防費 3億9,206万5,000円。

教育費 8億6,944万5,000円。

災害復旧費 750万円。

公債費 9億5,830万4,000円。

繰出金公営企業費などの諸支出金 6億2,922万2,000円。

予備費 2,000万円。

歳入では、

町税 29億2,194万4,000円。

地方交付税 24億4,835万5,000円。

国庫支出金 10億2,328万円。

県支出金 6億7,818万9,000円。

繰出金 6億円。

町債 5億5,630万円などが主なものであります。

継続費につきましては、平成27年度から平成28年度までの地球温暖化対策実行計画策定業務事業の実費において、平成27年度に263万6,000円。平成28年度 490万4,000円。総額 754万円とするものです。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億1,000万円。一般会計出資債を590万円。防災対策事業債を7,300万円。公共事業債を3,730万円。学校教

育施設等整備費額を3,010万円とするものです。

また、一時借入金の借入れの最高額は10億円となっております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

1時間経ちましたので、一呼吸入れたいと思いますので、10分間休憩を取ります。

それでは、本会議を再開いたします。

日程第25、議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第25号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,279万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、

保険給付費 22億2,824万2,000円。

後期高齢者支援金等 3億8,516万1,000円。

介護納付金 1億4,680万8,000円。

共同事業拠出金 8億2,524万5,000円などであります。

歳入の主なものは、

国民健康保険税 5億2,541万5,000円。

国県支出金 10億8,187万7,000円。

療養給付費 交付金 1億8,292万3,000円。

前期高齢者交付金 7億6,506万5,000円。

共同事業交付金 8億8,342万円。

繰入金 2億2,658万3,000円であります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告いたします。

議案第26号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,848万円とするものです。

歳出の主なものは、総務費 3,600万2,000円。後期高齢者医療広域連合

納付金 3億6,134万8,000円などであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 2億8,827万円。繰入金 1億1,020万2,000円などであります。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第27号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即し、収支の予定額を定めるものです。

第3条において収益的収入の予定額 7億9,648万4,000円に対し、支出の予定額は7億9,063万6,000円となり、584万8,000円の黒字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2億6,415万1,000円。企業債利息 1億4,091万9,000円などであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料 4億1,087万4,000円。他会計

負担金 1億4,987万1,000円が組込まれております。

次に、第4条において、資本的収入の予定額 3億3,158万3,000円に対し、支出の予定額を4億3,747万5,000円とし資本的支出額に対し不足する1億589万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

資本的支出の主なものは、流域下水道建設負担金 4,961万7,000円。企業債元金償還金 3億7,782万9,000円などです。

資本的収入の主なものは、企業債 2億3,090万円。他会計負担金 1億を12万9,000円です。

次に第9条において、当年度利益剰余金のうち、908万3,000円を減債積立金として処分するものと定めるものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、平成27年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算特別委員長(松田 國守) 報告をいたします。

議案第28号 平成27年度篠栗町水道事業会計予算について。

本議案は、平成27年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即し、収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入の予定額 4億6,996万4,000円に対し、支出の予定額は、5億1,082万9,000円となり、4,086万5,000円の赤字予算とするものです。

収益的支出の主なものは、水道施設運転維持管理等包括業務委託で浄水場運転管理などの委託料 3,243万6,000円。薬品費359万3,000円。メーター取替え業務 258万4,000円。合計3,861万3,000円を継続して委託するもの及び福岡地区水道企業団受水費 1億8,239万7,000円。企業債利息 3,180万3,000円などです。

収益的収入の主なものは、水道使用料 4億3,656万4,000円が見込まれております。

収益的支出額に対し、不足する4,086万5,000円は、繰越利益剰余金で補填するものです。

次に、第4条において、資本的支出の予定額を1億7,954万6,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が8,202万8,000円。企業債元金償還金 9,709万9,000円などです。

資本的収入の予定額は1,000円です。

資本的支出額に対し不足する1億7,954万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(今泉 正敏) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、各委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで報告をさせていただきます。

長年にわたり、議会議員として、地方自治の振興に寄与した功績により、全国町村議会議長会並びに福岡県町村議会議長会より、阿高紀幸議員、後藤百合子議員、そして、私の3名に表彰状及び記念品が贈られております。

また、議会運営の向上に努めた功績をたたえ、篠栗町議会が表彰されております。この場を借りまして、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

阿高議員、後藤議員、前のほうにお願いいたします。

表彰状。福岡県篠栗町 阿高紀幸 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

表彰状。福岡県篠栗町 後藤百合子 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

○副議長（阿高 紀幸） 表彰状。福岡県篠栗町 今泉正敏 殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（代読）

おめでとうございます。

表彰状。糟屋郡篠栗町議会議長 今泉正敏 殿。

貴殿は、長期にわたり、議会議長として地方自治の振興発展に貢献せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。

平成27年2月25日、福岡県町村議会議長会会長 中ノ森慎一。（代読）

おめでとうございます。

表彰状。糟屋郡篠栗町議会 殿。

貴議会は、地方自治の本旨に沿って、議会運営の向上に努められて、住民福祉を増進した功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月25日、福岡県町村議会議長会会長 中ノ森慎一。（代読）

おめでとうございます。

○議長(今泉 正敏) ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第1回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求める人事案件1件、篠栗町地下水の採取に関する条例の制定についてや篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例案17件、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算、追加提案いたしました平成26年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)含め、上程いたしました29議案につきまして、全て可決いただきましたことに感謝いたします。

平成27年度当初予算については、平成26年度と比べほぼ同規模の予算でございますが、篠栗町におきましても高齢化社会の進展は影響を及ぼしてきておりまして、扶助費における高齢者福祉に係る経常経費は増加傾向にあります。

併せて、医療機関が大変充実した地域でございますので、今後の各世代における医療費の増加が懸念されるところでございます。町民の皆様への適度な医療機関への受診を指導する体制を強化してまいりたいと考えております。

御審議いただきましたとおり、予算を組むにあたっては、現在のところ、歳入の大きな増加は見込めないことから、基金を一部取り崩して予算をつくりあげている状況でございます。できるだけ歳出を切り詰めて執行にあたることとしておりますが、今後の人口趨勢を考慮すると、現状のままの継続では、経常経費の漸増に伴い、財政が硬直化することは目に見えております。

したがって、平成27年4月からの改正都市計画によりまして、篠栗町らしさを維持しつつ、積極的に地区計画をはり具体化していくことで、歳入増加を図りたいと考えております。

平成27年度は、地方創生の具体的な事業展開を行う初年度でございます。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を住民の皆様と一緒に作り上げ、地方創生を実践する先進地篠栗となるよう役職員一同最大限の努力を傾注することをお約束いたします。その努力の積み重ねこそが、まさに篠栗町の個性の創造に繋がっていくと確信いたしております。もちろん、今後も国発する地方創生に係る補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましても、行政としてしっかりアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業には、積極的に取り組んでまいり所存でございます。その際は、さらなる御協議をお願いする機会もあろうかと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

予算審議の際いただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また、執行にあたって見直すべきところは、補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えております。ただいま成立いたしました、平成27年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒して取り組んでまいりますのでよろしくお願ひいたします。

さて、3月期限りで定年退職される吉村英治税務課長、藤博文都市整備課長、石内清之上下水道課長の三方。議会の改選期であることから、定年後も引き続き議会事務局長をお願いする清原眞也議会事務局長。早期退職される安河内正邦福祉環境課長、萩尾一男栗の子保育園長には、長い間の行政職員としてのお務め大変御苦勞さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をおかりいたしまして私からも心から感謝申し上げます。

4月から新体制のもとに、篠栗町の個性の創造を形にすべく、しっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する、先進自治体となるべく努力してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願ひいたします。

さて、このたび篠栗町町議会が、福岡県町村議会議長会から先進的な取り組みを評価されて表彰をお受けになられたこと、まことにおめでとうございます。私自身、篠栗町議会のこの4年間は、近隣市町の議会と比べても、定例議会における審議のありようも勿論でございますが、タブレット端末を用いた議会のペーパ

一レス化への積極的な取り組みと今の議会の体制でなければ到底なし得なかった、最も評価されるべき先進的な取り組みであったと確信しております。

議員各位の御努力に心から敬意を表するものでございます。

また、全国表彰、福岡県表彰をお受けになられました、今泉議長、阿高副議長、後藤議員におかれましては、長年にわたる議会議員の職務を全うされたことによる、今回の表彰となられました。誠にありがとうございます。

特に、今泉議長におかれましては、3期12年間 議長職という重責を全うされました。私が行政を預かることとなりましたこの10年間余り、今泉議長とともに、篠栗町の行政運営の両輪として、行政と議会の良好な関係を維持しながら、篠栗町の発展のために積極的な事業を展開できましたのも、ひとえに、今泉議長の議会運営手腕のたまものと心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

最後に、本年4月末日をもって、議員の皆様様の任期が終了いたしますが、4年間の議員の皆様方の御尽力に心から感謝申し上げます。

4年前、私は、今後必ず到来する少子高齢化社会への対応のあり方、過去の過剰投資と地方交付税の先使いのつけとしての将来負担など、我が町が抱える個別の問題をしっかりと解決しなければならない。併せて、住民福祉の充実に裏づけされた住みやすい篠栗町を目指して、行政サービスを進めていかなければならないと、議員の皆様様に発信いたしました。

おかげさまで、この4年間で初期の目的を達成することができたと実感しております。どうもありがとうございました。

改選後の議会におきましても、引き続き行政のチェック機関として、行政とともに、篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力を賜りたいと願っております。

また、このたび御勇退されます、今泉議長、後藤議員、草場議員には、大変御苦勞さまでございました。長年にわたり、町政発展のために御尽力賜りましたことを町民を代表してお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

今後は、篠栗町議会議員OBとして、篠栗町の発展のため地域の活性化のために、引き続き、お力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、4月26日に向けての議員の皆様方の御健闘を祈念申し上げまして、平成27年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間、誠にありがとうございました。

○議長(今泉 正敏) それでは、ここで議員任期最後の議会を開催するにあたり、一

言挨拶を申し上げます。

今期をもって御退任されます、後藤議員並びに草場議員には、長い間の議会活動を大変疲れ様でした。さらには、このたび退職されます課長初め職員の皆様には、町民の公僕として、長期間の職務をありがとうございました。今後は、議員として或いは職員として培われました知識や技術、人脈を通じて、地域や家庭において大いに発揮され、さらなる御活躍を期待いたしております。

定例会終了後、約1か月後に行われます町議会議員選挙に再度挑戦されます議員各位には、激戦を勝ち抜かれまして、元気にこの場で再会されることを祈念申し上げます。

さて、私事ではありますが、今限りで議会を卒業することにしております。これまで、お付き合いいただきました関係団体、住民の皆様には大変お世話になりました。その間、議長としての12年間には、議員各位、議会事務局並びに町執行部の御支援、御協力により、まして大過なく職策を全うさせていただきましたことに対しまして、改めて心から感謝申し上げます。長い間ありがとうございました。

最後になりますが、篠栗町の益々の発展と皆様方の御健勝、御多幸を心から御祈念申し上げます。挨拶といたします。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時29分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

阿部 寛治

篠栗町議会議員

松田 國守
